

県 第 561 号
令和6年1月4日

県立高等学校長 殿

教 育 長

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震被害に係る富山県高等学校授業料等の減免に関する事務処理の特例措置について（通知）

授業料等の減免に関する事務処理については、富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領に基づき実施しているところですが、令和6年1月1日の令和6年能登半島地震被害に係る授業料等の減免の取扱いについては、別紙「令和6年1月1日の令和6年能登半島地震被害に係る富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領」のとおり特例措置を講ずることとしたので、通知します。

については、この内容を周知するとともに、今後の円滑な事務処理に配意願います。

（事務担当 県立学校課学事係）

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震被害に係る富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領

1 目的

この要領は、令和6年1月1日の令和6年能登半島地震により住家が被害を受けた県内市町村に住所を有する世帯の生徒に係る富山県立高等学校の授業料、受講料及び入学料（以下「授業料等」という。）の減免に関する事務処理について富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領の特例措置を定めることを目的とする。

2 対象

- (1) この要領の対象となる者は、上記1（目的）に記載した令和6年能登半島地震により次のいずれかの被害を受けた世帯の生徒とする。なお、県内市町村に住所を有する世帯の生徒に限る。
- ア 住家の全壊、全焼、半壊又は半焼
- (2) 前号の住家は、上記1（目的）記載の令和6年能登半島地震までに生徒の世帯が居住している家屋とする。

3 減免の区分等

授業料等の減免の区分及び期間は、次のとおりとする。

区分	授業料及び受講料		入学料	
	減免区分	減免期間	減免区分	減免期間
住家の全壊、全焼、半壊又は半焼	全額免除	令和6年1月分から 令和6年12月分まで	全額免除	授業料及び受講料と同じ

4 申請手続

- (1) 申請者は、授業料等減免申請書（様式第1号）にり災証明書を添付して校長に提出するものとする。
- (2) 校長は、前号の授業料等減免申請書の提出があったときは、授業料等減免申請一覧（様式第3号）を添付して、速やかに教育長に進達するものとする。
- (3) 前号の進達の期限は、次のとおりとする。
- 令和5年度在校生の場合 令和6年1月22日
- 令和6年4月入学生の場合 令和6年4月30日
- 令和6年10月入学生の場合 令和6年10月31日
- 転入、編入等による学年中途入学者の場合 入学した日から1箇月経過日
- (4) 前号の進達の期限後に、新たに被害の認定があった場合又は認定された被害の区分に変更があった場合の取扱いについては、別に教育長に協議するものとする。
- (5) 入学料を減免された者は、授業料及び受講料も減免することとし、一切の申請書類の提出は不要とする。

5 決定通知

校長は、教育長の減免決定の通知があったときは、授業料等減免決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、速やかに授業料等の減免処理を行うものとする。

6 既制度の活用

- (1) この要領による特例措置としての授業料及び受講料の減免決定に当たっては、国の高等学校等就学支援金、高等学校等学び直し支援金及び高等学校等専攻科修学支援金（各支援金における家計急変支援制度を含む。）が認定された場合は、当該支援金の適用を優先する。
- (2) 住家の一部損壊又は部分焼の場合、富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領に基づき、被害額見積書などにより「経済的な理由により修学が困難と認められる者」に該当する場合は、この要領による特例措置を受けずに授業料及び受講料の全額免除を受けることができる。

7 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、授業料及び受講料の減免に関し必要な事項は、富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領の定めるところによる。
- (2) この要領の運用に当たり疑義が生じた事項については、教育長に協議するものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行し、令和6年1月1日から適用する。